

石川県公報

令和3年2月1日(月曜日)

号 外

(第3号)

目 次

告 示
○保安林の皆伐面積の限度

(森林管理課) 1

告 示

石川県告示第12号

令和3年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和3年2月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度	備 考
	ヘクタール	ヘクタール
奥能登東部 水源 ^{かん} 涵養保安林	47.00	
奥能登西部	159.06	
中能登東部	12.34	
中能登西部	50.64	
中能登中部	49.28	
中能登南部	79.34	
富来川神代川	10.22	
羽咋川	78.46	
犀川大野川	499.68	{ 国有林 195.92 民有林 303.76
手取川	1,210.34	{ 国有林 341.76 民有林 868.58
梯川	274.04	{ 国有林 137.26 民有林 136.78
大聖寺川	480.76	{ 国有林 30.28 民有林 450.48
小 計	2,951.16	
奥能登東部 土砂流出防備保安林	3.22	
奥能登西部	0.85	
中能登東部	0.28	
中能登西部	2.84	
中能登中部	0.42	
中能登南部	6.50	
富来川神代川	1.66	
羽咋川	18.16	
犀川大野川	7.56	

手 取 川	〃	5.32	{ 国有林 3.66 民有林 1.66
梯 川	〃	5.16	
大 聖 寺 川	〃	0.12	{ 国有林 5.12 民有林 0.04
小 計		52.09	
中 能 登 西 部 干 害 防 備 保 安 林		1.68	
犀 川 大 野 川	〃	1.32	
大 聖 寺 川	〃	0.08	
小 計		3.08	
能 登 地 区 保 健 保 安 林		134.52	
能 登 地 区 ~ 手 取 川	〃	65.34	
手 取 川	〃	31.66	
手 取 川 ~ 福 井 県 境	〃	159.18	
小 計		390.70	
合 計		3,397.03	